

(5) 発達障害児による放課後児童クラブの利用状況

調査の結果	説明図表番号
<p>【制度の概要】</p> <p>市町村は、放課後児童健全育成事業について、発達障害児の利用の機会の確保を図るため、適切な配慮をするものとされている（発達障害者支援法第9条）。</p> <p>放課後児童健全育成事業は、児童福祉法第6条の3第2項の規定に基づき、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校就学児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室や児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与え、その健全な育成を図るもの^(注1)で、放課後児童健全育成事業を行う場所は、一般に「放課後児童クラブ」と呼ばれている。</p> <p>(注1) 放課後児童クラブの設備及び運営については、その質を確保する観点から、子ども・子育て関連3法による児童福祉法の改正（平成27年4月施行）により、国が定める基準（放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第63号））を踏まえて市町村が条例で定めるものとされている。</p> <p>放課後児童クラブの利用方法は、設置市町村が定めるが、おおむね、保護者が同クラブの実施主体に利用希望を行い、定員等を勘案して受入れが決定すれば、同クラブに登録を行い、利用を開始することとなっている。</p> <p>厚生労働省は、「放課後児童健全育成事業の実施について」（平成17年4月14日付け雇児育発第0414001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局育成環境課長通知）において、市町村に対し、発達障害者支援法の趣旨を踏まえ、放課後児童クラブにおいて、発達障害児を含む障害児の適切な受入れが図られるよう求めている。</p> <p>また、同省は、障害児の受入れを推進するため、①放課後児童クラブに障害児の受入れに必要な専門的知識等を有する放課後児童支援員等を配置するために必要な経費を上乗せ補助する「障害児受入推進事業」並びに②障害児の受入れに必要な改修、設備の整備・修繕及び備品の購入に係る必要な経費を補助する「放課後児童クラブ障害児受入促進事業」を平成20年度から実施するとともに、③5人以上の障害児を受け入れる場合に放課後児童支援員等を追加配置するために必要な経費を上乗せ補助する「障害児受入強化推進事業」を27年度から実施している。</p>	<p>表 2-(5)-①</p> <p>表 2-(5)-②</p> <p>表 2-(5)-③</p> <p>表 2-(5)-④</p>

【調査結果】

今回、調査した 31 市町村における発達障害児（医師の診断がある児童に限らず、発達障害が疑われる児童を含む。以下この細目において同じ。）による放課後児童クラブの利用状況を調査した結果は、以下のとおりである。

ア 障害児の利用状況

厚生労働省の「放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の実施状況調査」によると、放課後児童クラブ数の増加に伴い登録児童数も年々増加しており、平成 26 年度時点で 2 万 2,084 クラブ、登録児童数 93 万 6,452 人となっている。

障害児^(注2)を受け入れている放課後児童クラブ数及び受け入れている障害児数についても、平成 22 年度から 26 年度までに、受入れクラブ数は 9,120 クラブ（全体の 45.7%）から 11,951 クラブ（同 54.1%）に、障害児数も 1 万 9,719 人（登録児童数の 2.4%）から 2 万 7,776 人（同 3.0%）に、それぞれ増加している。

障害児を受け入れている 1 クラブ当たりの障害児数も、平成 22 年度の 2.16 人から 26 年度は 2.32 人と微増している。

また、放課後児童クラブを利用できなかった児童数に占める障害児数の割合は、平成 22 年度の 2.1%から 26 年度は 1.8%と微減している。

（注2） 実施状況調査では、障害児を「療育手帳若しくは身体障害者手帳を所持する児童、特別児童扶養手当証書を所持する児童又は、医師、児童相談所等公的機関からこれら児童と同等の障害を有していると認められる児童」として、障害の認定の有無にかかわらず把握している。

イ 発達障害児の利用状況

調査した 31 市町村のうち、平成 26 年度において発達障害児の利用状況が確認できた 15 市町村では、同年度における放課後児童クラブの登録児童数は 4 万 4,051 人となっており、このうち、発達障害児は 1,200 人（2.7%）となっていた。

また、発達障害児数を把握している市町村数が年度ごとに異なっていたため一概には比較できないものの、全登録児童数に占める発達障害児数の割合は、平成 22 年度から 26 年度にかけて、2.3%から 2.7%に微増していた。

なお、平成 26 年度における放課後児童クラブに登録している発達障害児のうち通常学級に在籍する児童の割合を、当省調査で確認できた 7 市町村でみると、登録している発達障害児 655 人のうち通常学級に在籍する児童は 364 人（55.6%）となっていた。

表 2-(5)-⑤、⑥

表 2-(5)-⑦

表 2-(5)-⑧

表 2-(5)-⑨

表 2-(5)-⑩

表 2-(5)-① 発達障害者支援法（平成 16 年法律第 167 号）＜抜粋＞

（放課後児童健全育成事業の利用）

第 9 条 市町村は、放課後児童健全育成事業について、発達障害児の利用の機会の確保を図るため、適切な配慮をするものとする。

（注） 下線は当省が付した。

表 2-(5)-② 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）＜抜粋＞

第 6 条の 3 （略）

2 この法律で、放課後児童健全育成事業とは、小学校に就学している児童であつて、その保護者が労働等により昼間家庭にいないものに、授業の終了後に児童厚生施設等の施設を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業をいう。

3～14 （略）

第 34 条の 8 市町村は、放課後児童健全育成事業を行うことができる。

2～4 （略）

第 34 条の 8 の 2 市町村は、放課後児童健全育成事業の設備及び運営について、条例で基準を定めなければならない。この場合において、その基準は、児童の身体的、精神的及び社会的な発達のために必要な水準を確保するものでなければならない。

2 市町村が前項の条例を定めるに当たっては、放課後児童健全育成事業に従事する者及びその員数については厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとし、その他の事項については厚生労働省令で定める基準を参酌するものとする。

3 放課後児童健全育成事業を行う者は、第 1 項の基準を遵守しなければならない。

（注） 下線は当省が付した。

表 2-(5)-③ 「放課後児童健全育成事業の実施について」（平成 17 年 4 月 14 日付け雇児育発第 0414001 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局育成環境課長通知）＜抜粋＞

今般、発達障害者支援法（平成 16 年法律第 167 号）の施行に伴い、別添のとおり「発達障害者支援法の施行について」（平成 17 年 4 月 1 日付 17 文科初第 16 号、厚生労働省発障第 0401008 号文部科学事務次官、厚生労働事務次官連名通知）が発出されたところですが、発達障害児に対する支援のために同法第 9 条において「市町村は、放課後児童健全育成事業について、発達障害児の利用の機会の確保を図るため、適切な配慮をするものとする」と規定されていますので、その趣旨を踏まえ特段のご配慮をお願いします。

また、障害児の放課後児童クラブへの受入れについては、年々着実に増加しているところですが、なお自治体によっては一律の障害児受入枠を設定するなどの制限的な対応も一部にみられるところであり、今後とも、地域の実情や個々の放課後児童クラブの態勢に応じた柔軟な取り組みにより、発達障害児も含め障害児の適切な受入れが図られるよう引き続き特段のご配慮をお願いします。

（注） 下線は当省が付した。

表 2-(5)-④ 放課後児童健全育成事業において障害児の受入れを推進するための事業の概要

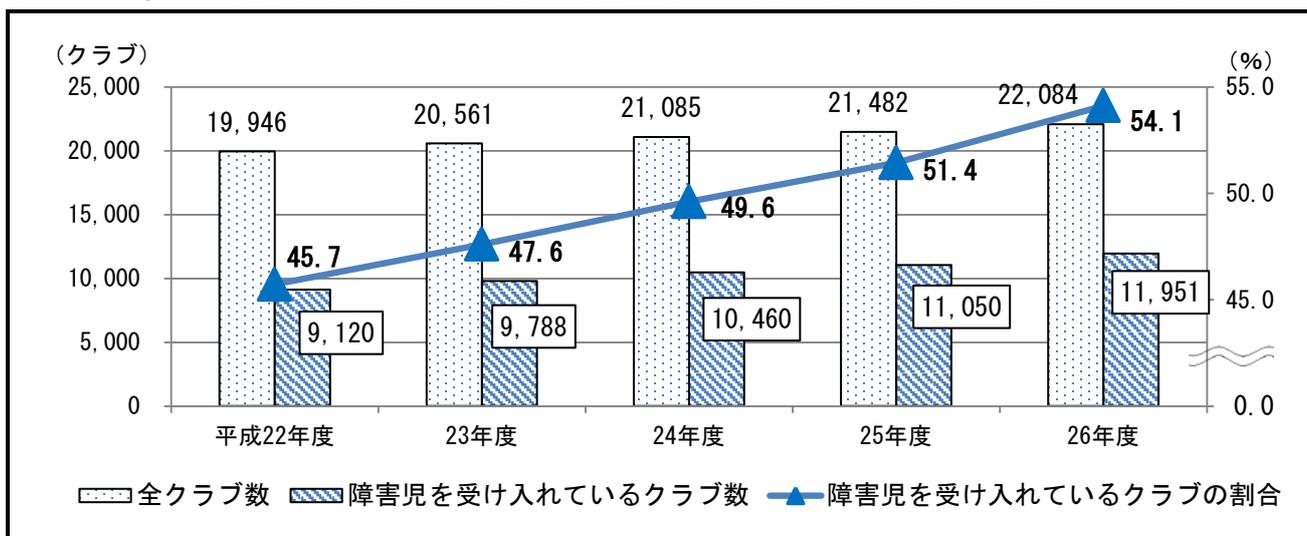
(単位：クラブ)

事業名	開始年度	事業内容	事業実績
放課後児童クラブ支援事業（障害児受入推進事業）	平成 20 年度	放課後児童健全育成事業における障害児の受入れを推進するため、以下の(1)～(3)のいずれかの方法により、障害児を受け入れるために必要な専門的知識等を有する放課後児童支援員等を配置するもの。 (1) 市町村が専門的知識等を有する放課後児童支援員等を直接雇用し、放課後児童健全育成事業を行う者に派遣して配置 (2) 放課後児童健全育成事業を行う者が専門的知識等を有する放課後児童支援員等を雇用して配置し、当該費用を市町村が委託費として支出 (3) 放課後児童健全育成事業を行う者が雇用した放課後児童支援員等について、市町村が一定期間内に必要な研修を受講させた、又は個々の放課後児童支援員等が有する経歴、資格等から専門的知識等を有すると市町村が認めた上で配置し、当該費用を市町村が助成（補助）	22 年度：7,049 23 年度：7,704 24 年度：8,199 25 年度：8,776 26 年度：9,447
放課後子ども環境整備事業（放課後児童クラブ障害児受入促進事業）	20 年度	既存の放課後児童健全育成事業を実施している場合において、障害児を受け入れるために必要な改修、設備の整備・修繕及び備品の購入を行うもの。	22 年度：71 23 年度：35 24 年度：45 25 年度：57 26 年度：44
障害児受入強化推進事業	27 年度	放課後児童健全育成事業における障害児の受入れを推進するため、5 人以上の障害児の受入れを行う場合に、放課後児童クラブ支援事業（障害児受入推進事業）による放課後児童支援員等の配置に加えて、以下の(1)～(3)のいずれかの方法により、障害児を受け入れるために必要な専門的知識等を有する放課後児童支援員等を 1 名以上配置するもの。 (1) 市町村が専門的知識等を有する放課後児童支援員等を直接雇用し、放課後児童健全育成事業を行う者に派遣して配置 (2) 放課後児童健全育成事業を行う者が専門的知識等を有する放課後児童支援員等を雇用して配置し、当該費用を市町村が委託費として支出 (3) 放課後児童健全育成事業を行う者が雇用した放課後児童支援員等について、市町村が一定期間内に必要な研修を受講させた、又は個々の放課後児童支援員等が有する経歴、資格等から専門的知識等を有すると市町村が認めた上で配置し、当該費用を市町村が助成（補助）	—

(注) 1 厚生労働省の資料に基づき、当省が作成した。

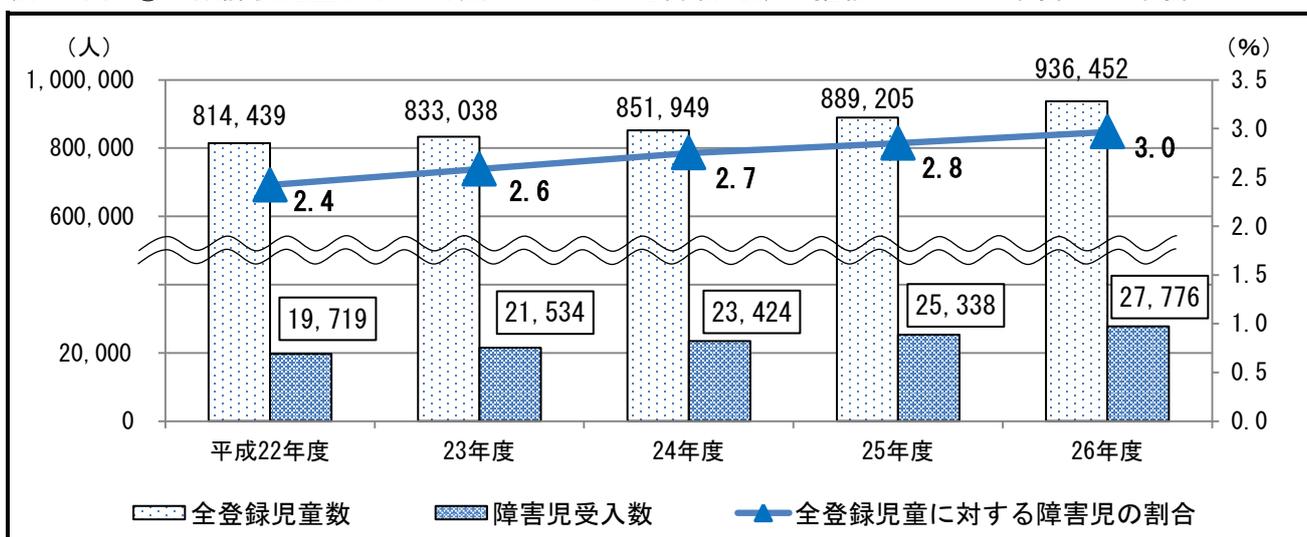
2 「障害児」とは、療育手帳若しくは身体障害者手帳を所持する児童、特別児童扶養手当証書を所持する児童又は手帳等を所持していない場合であっても、医師、児童相談所、発達障害者支援センター等公的機関の意見等によりこれらの児童と同等の障害を有していると認められる児童であるが、柔軟に対応することとされている。

表 2-(5)-⑤ 障害児を受け入れている放課後児童クラブ数の推移（平成 22 年度～26 年度）



(注) 厚生労働省の資料に基づき、当省が作成した。

表 2-(5)-⑥ 放課後児童クラブで受け入れている障害児数の推移（平成 22 年度～26 年度）



(注) 厚生労働省の資料に基づき、当省が作成した。

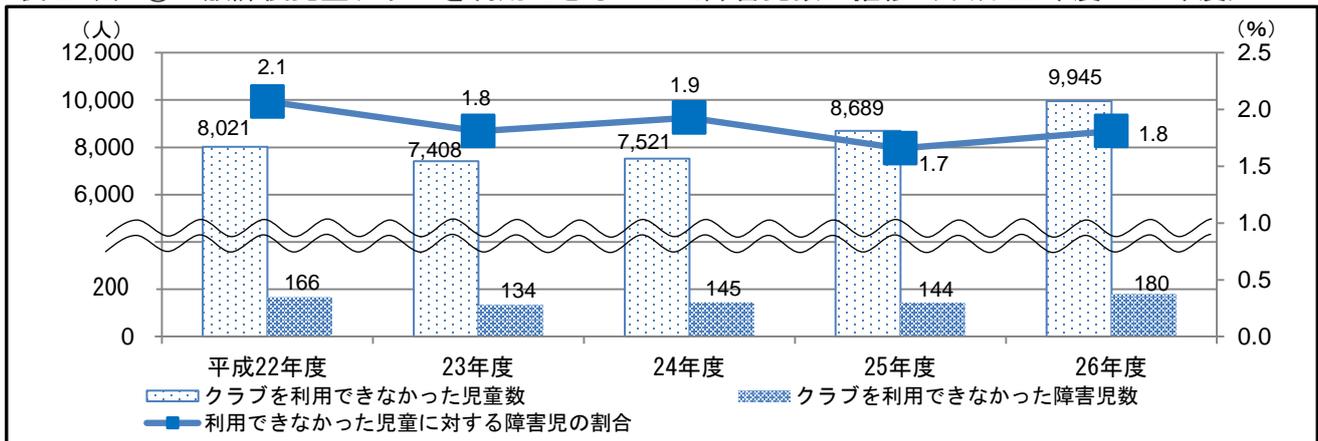
表 2-(5)-⑦ 障害児を受け入れている 1 放課後児童クラブ当たりの受入れ障害児数の推移（平成 22 年度～26 年度）

(単位：クラブ、人)

区分	平成 22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度
障害児を受け入れている放課後児童クラブ数 (A)	9,120	9,788	10,460	11,050	11,951
放課後児童クラブで受け入れている障害児数 (B)	19,719	21,534	23,424	25,338	27,776
障害児を受け入れている 1 放課後児童クラブ当たりの受入れ障害児数 (B/A)	2.16	2.20	2.24	2.29	2.32

(注) 厚生労働省の資料に基づき、当省が作成した。

表 2-(5)-⑧ 放課後児童クラブを利用できなかった障害児数の推移（平成 22 年度～26 年度）



(注) 厚生労働省の資料に基づき、当省が作成した。

表 2-(5)-⑨ 調査した市町村における発達障害児による放課後児童クラブの利用状況（平成 22 年度～26 年度）

(単位：市町村、人、%)

区分	平成 22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度
把握している市町村数	11	13	14	14	15
全登録児童数 (A)	18,204	25,604	31,998	31,547	44,051
うち発達障害児数 (B)	423	653	914	959	1,200
発達障害児の割合 (B/A)	2.3	2.6	2.9	3.0	2.7

- (注) 1 当省の調査結果による。
 2 「把握している市町村数」は、当該年度において放課後児童クラブに登録している発達障害児数を把握している市町村数である。
 3 「全登録児童数」は、「把握している市町村数」欄に記載した市町村における放課後児童クラブの全登録児童数の合計であり、「発達障害児数」は、当該年度に把握された発達障害児数の合計である。

表 2-(5)-⑩ 調査した市町村における通常学級に在籍する発達障害児による放課後児童クラブの利用状況（平成 22 年度～26 年度）

(単位：市町村、人、%)

区分	平成 22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度
把握している市町村数	4	5	6	7	7
登録している発達障害児数 (A)	94	147	370	512	655
うち通常学級に在籍する発達障害児数 (B)	37	83	201	285	364
通常学級に在籍する発達障害児の割合 (B/A)	39.4	56.5	54.3	55.7	55.6

- (注) 1 当省の調査結果による。
 2 「把握している市町村数」は、当該年度において放課後児童クラブに登録している通常学級に在籍する発達障害児数を把握している市町村数である。
 3 「登録している発達障害児数」及び「うち通常学級に在籍する発達障害児数」は、「把握している市町村数」欄に記載した市町村における放課後児童クラブで、当該年度に把握された発達障害児数の合計である。